

海外人材 News Pick Up

Vol.11 (2024.06.25号)

技能実習制度が廃止、代わる新制度「育成労」が決定。国会で成立。3年内に施行。

6月14日の参議院本会議で可決したことにより、遂に技能実習制度の廃止、それに代わる新しい外国人材の受け入れ制度「育成労」の誕生が決定しました。

新制度「育成労」の一番のポイントは、外国人職員の自分の意思で転職することが可能になったことです（一定の要件を満たせば）。

- ・もとの職場で1~2年働くこと
- ・新たな転職先がもとの職場と同じ分野であること
- ・一定水準の技能試験と日本語試験に合格すること

育成労ビザの外国人職員の転職を斡旋できる機関は、監理団体（今後の新名称は「監理支援機関」）とハローワークに限定されます。民間の人材紹介会社などは斡旋できないものであることは注意です。

これから外国人材の転職が頻繁に行われ、人材が流動的になってきます。ますます「選ばれる職場」になる取り組みを強めていくことが急務です。

▼出典：NHK NEWS WEB(2024.6.14)：「技能実習」が「育成労」に 参院で可決 新制度のポイントは

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240614/k10014480601000.html>

技能実習制度の運用要領が改定

外国人技能実習制度の運用の要領が4月11日に改正されています。制度の運用を管理する政府系機関・外国人技能実習機構から改正のポイントが提示されています。下記のリンクからチェックしてください。

いくつか抜粋すると、「人手不足を理由とする時間外労働は認めない」「入国前の講習もオンラインで実施することが可能」ということなどが記されています。

▼出典：外国人技能実習機構：技能実習制度運用要領の 改正ポイント

https://www.otit.go.jp/files/user/240531_002.pdf

外国人に年金加入を徹底させる方針、厚労省

外国人の年金未加入者が多い状況になっていることから、義務徹底するために、日本年金機構が職権で強制的に年金に加入させるように厚労省が方針を固めたと報道がありました。

年金の未加入者には、機構から加入を呼びかけそれに一定期間応じない者には、機構が住民基本台帳の情報を取得して強制的に年金に加入させるようになるとのこと。

2024年10月頃から開始予定です。

特定技能2号がほとんどの対象職種に適用拡大されたことにより、今後は外国人の永住者が急増することが見込まれます。老後も日本で暮らし、外国人の高齢者が増えていく未来に備え、彼らの老後の経済的基盤を整える目的もあります。

▼出典：NHK NEWS WEB：日本に移り住む外国人の年金 武見厚労相“加入を徹底へ”

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240611/k10014477231000.html>

外国人が起業しやすく資本金の要件が緩和

政府は、外国人が日本で起業することをさらに促すために在留資格の要件を緩和するとの報道がありました。

外国人が日本で起業して経営する活動を行うことが許可される在留資格に「経営管理」というものがあります。

その在留資格の審査でみられる要件に一定の資本金があることが要件とされていますが、その資本金の中に新株予約権で得た資金も組み合わせて資本金とすることも可能になるとのことです。

▼出典：日経：外国人起業家、在留の資本金要件緩和 新株予約権を容認

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA224TF0S4A320C2000000/>

熊本県が、半導体関連業に従事する外国人の在留資格審査が短縮化される特区に指定

熊本県に半導体分野の世界最大手の台湾企業が巨大な工場をオープンして進出し、同分野に従事する外国人材の需要が急速に高まっている中、在留資格申請の審査期間の長さがそのネックになっており、それに対処するため、熊本県が国に対し在留資格審査期間の短縮に向けた国家戦略特区の指定申請をしましたが、6月4日内閣府からそれに指定したとの発表がありました。

半導体受託生産の世界最大手の台湾企業が日本に進出し、熊本県に巨大な工場をオープンしたことが大きな話題になっています。今後、工場をどんどん増やしていく予定だと。

熊本県は、半導体の生産に欠かせない良質な水資源が豊富といわれ、半導体産業が次々と参入してきており、この半導体産業の人材の確保が急務となっています。そのなかで、外国人材の活躍に期待が寄せられています。（次のページへ続く）

現に、熊本県内で就労する外国人材も急増しており、2023年10月時点で1万8千人にも上り、対前年比でいうと25%以上も増加し、過去最高の人数を記録しています。特に台湾出身の労働者数は前年の5倍も増加しています。

このたびの世界最大手の台湾企業の熊本県への進出により、外国人材の流入は急激な速さで進行していくことは明らかな状況ですが、外国人材が働くための在留資格の審査期間がネックになり、この急激な速さに対応しきれていないのが課題になっています。

県としても、地域の半導体産業の振興を目指しており、この課題に対応するため、県は国に対し、熊本県で半導体関連に就職する外国人材だけ特別に在留資格の審査が迅速化できる国家戦略特区の指定申請をしました。

在留資格の申請に必要な"企業の経営状況の証明"について、熊本県の独自の仕組みとして、それを中小企業診断士などに依頼するなどして審査を代行させることで、現在では最大で3ヶ月程度の時間がかかっているところを1ヶ月程度まで短くしようとするものです。

▼出典：FNNプライムオンライン：内閣府が「連携特区」にTSMC進出の熊本県を指定 在留資格の審査期間の短縮し外国の半導体人材受け入れ円滑に

<https://www.fnn.jp/articles/-/710033>

▼出典：熊本県：外国人半導体関連人材の就労・定住促進事業

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/r6/pdf/20240409_shiryou_1_1.pdf

4月1日から労働条件明示のルールが改正

4月1日から労働条件明示のルールが改正されています。

◎就業場所・業務の変更の範囲

その従業員が将来配置転換される可能性がある場合、もし配置転換した場合の新たな就業場所・業務内容を、労働条件を明示するときその書面に書かなければならなくなりました。

◎更新上限の有無と内容

また、有期の雇用契約の従業員に対して労働条件を明示する場合、今後の更新回数の上限やその期間なども記載しなければならなくなっています。

◎無期転換申込機会・無期転換後の労働条件

また、「無期転換ルール」といって、同じ会社で有期の雇用契約が更新されていて通算で5年を超えたとき、その従業員が希望すれば、期間の定めがない雇用契約（無期労働契約）に転換できるルールがありますが、

その無期転換を希望できる権利が発生する時期、いわゆる「無期転換申込権」が発生する時に契約更新時期を迎えると、労働条件を明示するときに示す書面には、今回無期転換の希望（申込み）が出来る旨を明示し、もし無期転換を希望して無期転換した後の条件を明示しなければならなくなりました。（次のページへ続く）

詳しくは下記リンクでチェックしてください。

また、それに伴い、外国人技能実習機構や出入国在留管理庁から、技能実習や特定技能などの外国人従業員に対して利用する雇用条件書の記載例に今回の改正点が反映されたものが更新され公開されています。

▼出典：厚生労働省：令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

▼外国人技能実習機構：技能実習「雇用契約書及び雇用条件書」記載例

https://www.otit.go.jp/files/user/r240531_14.pdf

▼出入国在留管理庁：特定技能「雇用条件書」記載例

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001338921.pdf>

介護職の技能実習生の受け入れ要件が緩和へ

厚生労働省が、介護職の技能実習生を受け入れられる事業所の要件を緩和する方針を示したことが報道されています。

受け入れられる事業所に要件があり、これまででは、事業所開設後3年経過してから受け入れが可能でしたが、緩和されると、事業所が新設して間もなくでも一定の条件が満たされていれば受け入れが可能となります。

▼日経：外国人の技能実習生、新設の介護事業所でも勤務可能に

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA149AJ0U4A610C2000000/>

訪問介護の外国人就労拡大、厚労省の検討会が了承

これまで限られた在留資格の外国人しか就労できなかった訪問介護の職。新たに就労可能な外国人の対象が拡大される方向で本格的に進んでいます。厚生労働省の検討会が了承しました。

これまで、外国人で訪問介護の仕事が出来るのは、在留資格「介護」を取得した人、また、EPAの制度で来日して介護職で働いていて介護福祉士の資格に合格した人に限定されていました。

それが、対象が大幅に拡大され、特定技能・技能実習生・EPA介護福祉士候補者も、訪問介護の仕事に従事出来るようになる方向です。

一定の条件を満たせば可能、ということで、その「一定の条件」で浮上している案が、所定の研修で学ぶこと（訪問介護の基礎知識・日本の生活様式）、また、一定期間はスタッフもその外国人に同行して仕事を行うこと、などが挙がっているとのことです。

早くも2025年度中にも対象拡大、解禁される見通しです。

▼出典：TBS NEWS DIG：外国人の訪問介護“対象拡大”へ 特定技能なども可能に 厚生労働省の検討会が報告書案を了承 人手不足背景に

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1239541?display=1>

不法就労助長罪が厳罰化

政府が3月15日の閣議で入管難民法などの改正案を決定し、不法就労助長罪が厳罰化されることになりました。

不法就労助長罪とは、正規に働くことが認められていない外国人を雇用した事業主やあっせんした者を罰するものです。

これまで3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金だったのが、厳罰化され、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金となります。

▼出典：時事通信：外国人「育成就労」創設へ=入管法改正案を閣議決定

<https://sp.m.jiji.com/article/show/3188924>

留学生の在籍管理が不十分な学校には留学生受け入れ停止へ

留学生の在籍管理が不十分な学校に対して、留学生の受け入れを認めない運用を出入国在留管理庁が始めました。

留学生を受け入れている某学校が2016年から3年間で1000人以上の留学生の所在不明者をだしたことなどがニュースになり、教育機関の不適切な学生集めや留学生の不法就労者の横行が問題になっていたため、これを防ぐのが狙いです。

▼出典：共同通信：入管庁、留学生の在籍管理を強化

<https://news.yahoo.co.jp/articles/1de50dff20642addee28cb6bc5b1a541770ab610>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関する企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。



2024年6月から始まる「定額減税」。外国人従業員も対象ですが、来日して2年目以降の「居住者」に該当する人が対象です。来日して間もない1年目の「非居住者」に該当する人は対象となりません。

「居住者」とは、来日して2年目以降、つまり一年以上日本に住んでいる人のことをいいます。居住者は、所得税も住民税も日本人と同様に支払います。

「非居住者」とは、来日してまだ1年目、つまり日本に住み始めてまだ一年未満の人のことをいいます。非居住者は、特別な扱いになっており、所得税の税率は一律20.42%、住民税の支払いはありません。

「定額減税」とは、昨今の物価の高騰により厳しい状況にある生活者を支援するために、所得税を3万円減、住民税を1万円減、合計4万円税金を控除する制度です。今年2024年6月から始まります。

従業員の給与に関する仕事を担当されている方は、所得税については、給与を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税の額を控除します。6月1日以降の最初の給与の源泉徴収税額から順次控除し、控除しきれない場合は年末調整で控除するようにします。

個人住民税については、6月分の住民税は特別徴収しません。令和6年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月分～令和7年5月分が毎月特別徴収していくことになります。

「定額減税」が適用される対象となる要件は、主に、収入1805万円以下（給与所得のみの人は2000万円以下）の人、そして、先述したように「居住者」に該当する人です。

上記は、まずは分かりやすくざっくりと述べたものです。詳細は下記の国税庁の特設サイトでご確認ください。

▼参考：国税庁：定額減税特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



フォロワー
4200突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>